

単品スライド適用

都道府県が79%
政令市では65%

省交 長野県はアス類や生コンも対象

単品スライド適用地方自治体の状況

都道府県 政令市	通達発出日	対象品目	受注者 負担の 考え方	調査者 からの 対応・協 働性
北海道	適用6月13日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
岩手県	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
秋田県	7月3日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
山形県	6月24日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
福島県	6月27日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
茨城県	6月23日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
栃木県	6月30日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
群馬県	6月17日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
埼玉県	6月17日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
東京都	6月16日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
神奈川県	6月26日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
山梨県	内部6月7日 協会等5月19日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
長野県	5月26日	銅材類、燃料油 アスファルト舗セ メント・アスファ ルト合材・生コン	対象工事費の1%	0件
新潟県	5月19日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
富山県	5月19日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
福井県	5月30日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
岐阜県	6月25日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
静岡県	6月20日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
愛知県	5月25日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
三重県	6月27日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
滋賀県	6月23日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
兵庫県	6月25日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
奈良県	6月23日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	3件
和歌山県	6月25日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
鳥取県	6月27日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
島根県	6月18日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
岡山県	6月16日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
広島県	6月16日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
山口県	6月26日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
徳島県	6月20日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
愛媛県	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
高知県	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	1件
佐賀県	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	2件
長崎県	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
大分県	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
宮崎県	6月25日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
鹿児島県	6月13日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
沖縄県	6月23日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
東京都	6月26日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
新潟県	6月24日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
静岡県	6月20日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
浜松市	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
名古屋市	6月27日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
京都市	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
大阪市	6月26日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	4件
広島市	6月20日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
北九州市	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件
福岡市	7月1日	銅材類、燃料油	対象工事費の1%	0件

※未適用の自治体（7月4日現在）

育森県、宮城県、千葉県、石川県、京都府、大阪府、香川県、福岡県、熊本
県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、堺市、神戸市

国土交通省は8日、資材価格の高騰に対応して発注工事の請負代金を変更する「単品スライド」について、47都道府県と17政令指定都市の実施状況をまとめた。それによると、7月4日時点で適用基準などの通達を発出済みだったのは、都道府県の79%に当たる37団体と、政令市の65%に相当する11団体だった。いずれも「鋼材類」と「燃料油」をスライドの対象資材としていたが、長野県では、アスファルト類、アスファルト合材、セメント、生コンクリートを加えた6品目を対象としていた。単品スライド条件を適用する方針を明確にしているも、適用基準などの通達をまだ出していない団体や、通達の決裁待ちの団体もあるため、実施団体は今後さらに増える見通しだ。

国土交通省は、同省直轄工事での単品スライドの適用基準を6月13日付で省内に通達し、同時に参考として都道府県と政令市にも通知していた。

その後、実施割合は都道府県が6月20日時点で30%、27日時点で51%と徐々に増加。政令市も6月20日時点で12%、27日時点で30%だったが、7月に入り大幅に増加した。いずれの団体も国土交通省と同様、対象工事費の1%未満を価格高騰リスクとして受注者に負担させる方針を取っている。

長野県は、02年4月から単品スライドを独自に運用してきた。06年に発

出された団体もある。奈良県で3件、高知県で2件、佐賀県で1件、大阪府で4件の申請が出されており、このうち佐賀県では既に受注者との協議に入っているという。

すでに燃料油、アスファルト類、アスファルト合材、セメント、生コンクリートなどを対象に単品スライドを運用してきた。

生じた豪雨災害の際、諏訪地域や伊那地域で砂防用の生コンなどが高騰したため単品スライドの適用実績がある。

が、今回の国の動きも踏まえて鋼材を対象に加えた。

直轄工事
申請11件

第1号に近畿の
国道橋梁下部工

ルールを地方整備局に通達したのを契機に、単品スライド適用が具体化してきた。

単品スライドの協議が整ったのは、近畿地方整備局浪速国道事務所が発注した「第二阪和国道南山中1号橋下部工事」。請負代金は2億0942万2500円(税込み)で、既済部分などを除く6442万2500円が対象工事費となった。資材価格の高騰に伴う変動額は163万889300円で、対象工事費の1%相対当分を減じるなどした結果、98万7000円がズバリ額(税込み)となり、発注者側が支払う代金に上乗せされることになった。